保有個人情報不開示決定等審査請求書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

審査庁（実施機関）

　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　審査請求人の氏名（名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所（居所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　次のとおり、審査請求をします。

１　審査請求に係る処分の内容

　　　　年　　　月　　　日付け　　第　　号で通知のあった　　　に関する処分

２　審査請求に係る処分があったことを知った日

　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　審査請求の趣旨

４　審査請求の理由

５　処分庁の教示の有無及び内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に尾道市を被告として（訴訟において尾道市を代表する者は実施機関となります。）、広島地方裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定又は審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」との教示があった。